

原発事故国の責任認めず

避難者集団訴訟4件 最高裁初判断

東京電力福島第一原発事故で避難した住民らが国に損害賠償を求めた集団訴訟で、最高裁第二小法廷（菅野博之裁判長）は十七日、国の賠償責任を認めない判決を言い渡した。最高裁として初めての判断。未曾有の原子力災害から十一年余りを経て、東電を規制する立場だった国の法的責任の有無について事実上の決着がついた。後続の関連訴訟への影響は大きい。



東京電力福島第一原発事故で避難した住民らが国に損害賠償を求めた集団訴訟の上告審判決で、最高裁に向かう原告ら=17日午後、東京都千代田区で

約三十件の同種訴訟のうち、福島、群馬、千葉、愛媛の各県で起こされた四訴訟での統一判断で、原告は計約三千七百人。二審段階で群馬訴訟は国の責任を否定し、残る三件は認めていた。東電の賠償責任は最高裁で既に確定し、賠償総額は十四億円余り。国は責任が認められれば連帯して賠償義務を負うはずだった。